



厚生労働省

徳島労働局

Tokushima Labour Bureau

Press Release

徳島労働局発表
平成26年5月28日

担当	徳島労働局雇用均等室 室長 佐藤 真理子 地方機会均等指導官 新居 美佐子 電話 (088) 652-2718
----	--

セクシュアルハラスメントに関する相談及び紛争解決援助制度の申立が増加

ー 平成25年度 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、 パートタイム労働法の施行状況をとりとまとめました ー

徳島労働局（局長 樋野 浩平）では、平成25年度の男女雇用機会均等法（均等法）、育児・介護休業法（育・介法）及びパートタイム労働法（パート法）の施行状況を下記のとおりとまとめました（資料1）。

1 相談の状況

- 平成25年度に雇用均等室で受理した相談件数は696件（均等法105件、育・介法550件、パート法41件）であった。
- 均等法に係る相談件数は微減であったが、改正育・介法の周知が一段落したこと及びパートタイム関係助成金の支給業務が他部へ移管した等により、育・介法、パート法に係る相談件数が減少し、相談件数は前年度（1534件）に比べて大幅な減少となった。
- 均等法に係る相談の内容をみると、「セクシュアルハラスメント」に関する相談が全体の34.3%と最も多く、以下、「母性健康管理」に関する相談が14.3%、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に関する相談が11.4%となっている。
また、労働者からの相談内容で最も多いのも「セクシュアルハラスメント」に関する相談で、17件と前年度（12件）と比べて増加している。

2 紛争解決援助の状況（別途2事例紹介）

- 労働局長による紛争解決援助の申立は9件（均等法関係：8件、育・介法関係：1件）であった。
- 内容をみると、「セクシュアルハラスメント」に係る申立てが6件、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に係る申立てが2件、「育児休業を理由とする不利益取扱い」に係る申立てが1件であり、前年度は0件であった「セクシュアルハラスメント」に係る申立てが増加した。
- いずれも雇用均等室が労働者・事業主双方から事情聴取し、紛争解決の援助を行った結果、7件（77.8%）の事案が解決した。

3 行政指導の状況

- 雇用均等室では、法の履行確保を図るため、計画的に事業場を訪問し報告徴収を行い、問題がある場合は法に基づく助言・指導等を行い、その是正を図っている。
- 均等法に係る行政指導件数は104件で、内容は「セクシュアルハラスメント対策」に係るものが74件と全体の約7割を占めている。
- 育・介法に係る行政指導件数は390件で、内容は法に沿った就業規則の整備に係るものである。
- パート法に係る行政指導件数は148件で、内容は「通常の労働者への転換」に係るものが64件（43.2%）、「労働条件の文書交付等」が43件（29.1%）となっている。

4 今後の対応

徳島労働局雇用均等室では、労働者からのセクシュアルハラスメントに関する相談及び紛争解決援助の申立てが増加していることから、引き続き相談に適切に対応するとともに、本年7月から施行・適用される改正男女雇用機会均等法施行規則・指針の内容の周知に合わせ、事業主に対して法に沿ったセクシュアルハラスメント対策を講ずるよう周知徹底を図ることとしている。

<添付資料>

- 1 平成25年度に徳島労働局雇用均等室が受理した相談等の状況
- 2 徳島労働局長による紛争解決援助事例

